

シンポジウム

言語行為論への招待—関連性理論からの批判に答えて

久保 進

1. はじめに

新しい理論が登場する際、既存の理論を批判するのは、科学の常道である。しかしながら、そのような試みはしかるべき要件を満たして始めて許される、あるいは、賞賛される。その要件とは批判対象である既存理論の理論的展開を批判時点に至るまで正確にフォローしているということである。*Program and Abstracts* の中でも指摘したように、今井(2001)を含む関連性理論の文献に散見される言語行為論に対する批判の多くは、Searle(1969)(1979)といった過去の言語行為論の文献のみを参照して行われたものであって、Searle and Vanderveken(1985)以降の現代の言語行為論の展開を考慮に入れたものではない。¹ シンポジウム当日までに当方へ頂いたメールによるご質問やシンポジウム当日の討論や懇親会での懇談からも、今井講師をはじめ関連性理論研究者の主だった方が、上記の出版物に目を通しておられないことは明らかであった。さらに、残念なことは、当日追加配布された資料の中で今井講師が、「・・・言語行為論の基盤は現在も変化していない(追加資料、2節)」から、「最近の言語行為論の出版物に目を通していなくとも、過去の言語行為論の文献を通しての言語行為論への理解のみから現在の言語行為論も含めて言語行為論全体を批判することは妥当であると」という主旨の強弁をされたことである。そもそも、「言語行為論の基盤には現在も変化していない」という評価は何処から出てきたのであろうか。変化の有無を知るためには現在の言語行為論の諸文献を理解しているのが大前提ではないのか。比較のないところに「変化していない」という言明は生まれてこない。いかなる科学の分野であれ、健全な理論であれば、いくつもの衣替えを経験する。そして、そのたびごとに理論としての説明力を含めて成熟してゆくのである。言語行為論の不変の理念は、Austin(1969)の「言語も行為である」であろう。しかし、その理念を理論的に証明し肉付けする枠組みはこの半世紀以上の間に変化してきているのである。

本稿は、関連性理論からの諸批判に対して言語行為論から回答することをその目的とする。しかし、批判項目ごとに回答していたのでは項目羅列的に過ぎるので、次節では、現代言語行為論の原理にそって、シンポジウムで議論の対象となった言語行為論の意味論的特性について概説しながら回答を試みる。² また、3節では、現代の言語

行為論と過去のものとはその理論の関心も対象も異なっていることを示すために、Vanderveken (1994) (1999) をベースに談話理論を概説する。最後に、4節では、言語行為論が今後進むと想定される方向について、Vanderveken and Kubo (2002, Introduction) にそって論じる。尚、今井講師が追加資料で提起された言語行為論に対する諸批判のうち、本節でカバーしきれないものについては Appendix として最後にまとめておく。

2. 言語行為論の基本原則

現代言語行為論は、Searle and Vanderveken (1985) ならびに Vanderveken (1990-91) で定式化された日常言語の形式意味論で、それまでの日常言語学派の伝統の言語行為論とモデル理論的意味論が統合されたものである。その論理的基盤は「発語内論理 (illocutionary logic)」とよばれ、「モンタギュー意味論 (Montague Semantics)」に「成功と充足の意味論 (Semantics of Success and Satisfaction)」を組み込んだ一般意味論である。³ 本節では、Vanderveken (1994) に提示されている言語行為論の 11 の基本原則、すなわち、(a)発語内行為は成功と充足の条件を持つ、(b)個々の発語内効力はその効力を持つ発語内行為の成功と充足の条件を決定する 6 つタイプの構成要素に分解できる、(c)可能な発話の発語内行為の集合は「帰納的(recursive)」である、(d)基本的発語内行為の成功条件は発語内効力の構成要素と命題内容によって「一意に」決定される、(e) $F(P)$ の形式をとる基本的発語内行為の充足条件はその命題内容の真理条件とその発語内効力の合致の方向との関数である、(f)二つのタイプの意味がある、(g)発語内行為のトークンではなくタイプが自然言語の使用における文の意味の基本単位である、(h) 意味理解には二重の意味指標付与がある、(i)二つのタイプの基本的発語内行為が等しいというのは、それらが同じ命題内容と同じ成功条件を持つことと同等である、(j)命題は真理条件に加えて内容も持つ、(k)有能な話し手は合理的である、の中から、シンポジウムで議論になった事項に関わる (c)、(e)、(h)の 3 つの原理を詳説し、関連性理論からの言語行為論への批判に答えたい。

2.1. 可能な発話の発語内行為の集合は帰納的である

シンポジウムでは何故、現代言語行為論では可能な発話の発語内効力は「帰納的 (recursive)」であるとみなすのかが話題になった。すでに詳説したが、読者の便宜のために再度説明しておこう。まず、言語行為論には「合致の方向 (directions of fit)」という重要な概念がある。この「合致(fit)」という概念は、(発語内行為の命題内容を

表現する)言葉と(その命題内容が描写する)世界との間の関係を捉えたものであるが、言葉と世界という2つの項目の組み合わせであるから、その種類は、「言葉から世界への合致」、「世界から言葉への合致」、「二重の合致」、「空の合致」の4通りで、かつ、4通りしかない。そのため、発語内効力はこれら4つのうちのいずれかの合致の方向を持つと仮定される。さて、発語内効力のタイプの決定に最も重要な構成要素は発語内目的である。なぜならば、発語内目的が発語内効力の合致の方向を決定するからである：一つ発語内効力が「言葉から世界への合致」の方向を持つというのは、その効力を持つ発語内行為が「世界の有様がどのようなかを言葉で表現する」ことであるから、その発語内効力が言明の発語内目的を持つ場合である。同様に、一つ発語内効力が「世界から言葉への合致」の方向を持つというのは、その効力を持つ発語内行為が「その命題内容の実現を図る」ことであるから、その実現の担い手が話し手自身の場合は、発語内効力が行為拘束の発語内目的を、また、その担い手が聞き手である場合は行為指示の発語内目的を持つ場合である。また、一つ発語内効力が「双方向の合致」の方向を持つというのは、その効力を持つ発語内行為が「その発話そのものによって新たな世界を実現する」ことであるから、その発語内効力が宣言の発語内目的を持つ場合である。最後に、一つ発語内効力が「空の合致」の方向を持つというのは、その効力を持つ発語内行為が「言葉と世界との合致関係に関与しない」ことであるから、その発語内効力が感情表現の発語内目的を持つ場合である。従って、5つで、かつ、5つに限られる発語内効力のタイプが論理的に導かれることになる。現代言語行為論は、「言語の使用と理解における意味の基本的単位は、言語使用から切り離された命題ではなく、Austinが『発語内行為 (illocutionary act)』と呼ぶタイプの完全な言語行為で、一つの『発語内効力 F (illocutionary force)』と一つの『命題内容 P (propositional content)』から構成され $F(P)$ の論理形式で表される。」という考え方をその基本的仮説としているので、発語内効力のタイプの種類は発語内行為のタイプの種類に対応する。⁴

ところで、ちょうど、モンタギュー意味論において、「意味タイプ (semantic types)」が「基本タイプ (basic types)」と「派生タイプ (derived types)」に分けられ、派生タイプは基本タイプから派生されると同じように、発語内効力は基本的(原初的)発語内効力と派生発語内効力に分けられ、派生発語内効力は原初的発語内効力から派生される。その場合、原初発語内効力は、遂行動詞 *assert* によって命名され、平叙文のタイプによって統語的に実現される言明の「原初発語内効力 (primitive illocutionary force)」、遂行動詞 *commit* によって命名される行為拘束の原初発語内効力、命令文のタイプに

よって統語的に実現される行為指示の原初発語内効力、遂行動詞 *declare* によって命名され、遂行的発話によって表現される宣言の原初発語内効力、そして、感嘆文のタイプによって統語的に実現される感情表現の原初発語内効力の5つで、かつ、5つに限られる。尚、ここでいう、原初発語内効力とは、各タイプの発語内行為に共通で最も単純な発語内効力で、単一の「発語内目的 (*illocutionary point*)」と、その発語内目的と命題内容により決定される「予備条件 (*preparatory condition*)」と「誠実条件 (*sincerity condition*)」を持つが、それ以外の特別な成功条件は持たない。その他の発語内効力は、それらの原初発語内効力に(i)「達成の様式 (*mode of achievement*)」に制限を加える、(ii)「命題内容条件 (*propositional content condition*)」を付加する、(iii)予備条件を付加する、(iv)誠実条件を付加する、といった特別な成功条件を付加することを本務とする「ブール代数的演算 (*Boolean operations*)」と(v)誠実条件の「強さの度合い (*degree of strength*)」を上げ下げすることを本務とする「アーベル演算 (*Aberian operation*)」の、5つのうちのいくつかを有限回適用することにより派生される。⁵ 例えば、英語の *pledge* によって命名される発語内効力は、強さの度合いが増すことで、行為拘束の原初発語内効力である *commit* が命名する発語内行為から派生される。⁶

2.2. $F(P)$ の形式をとる基本的発語内行為の充足条件はその命題内容の真理条件とその発語内効力の合致の方向との関数である

今井講師の批判の中に、「行為拘束・行為指示が「世界から言葉」であると言えるのは、「その行為がもし実現されれば」の話であり、・・・どうもこうした分類に認知的意味があるとは思えない」という部分がある。「認知的意味」については、それをどう定義するかについて議論が示されていない以上応えられないが、前半部分については、以下の様に説明することができる。まず、Vanderveken (1990) 以降の現代言語行為論では「成功条件 (*conditions of success*)」と「充足条件 (*condition of satisfaction*)」を識別しているという点を念頭においていただきたい〔→原理 a〕。一つの発語内行為の成功条件は、その話し手がその文脈においてその行為を首尾よく遂行するために満足しなければならない条件である。⁷ また、一つの発語内行為の充足条件は、成功条件とは別のものであり、その行為がその文脈で充足されるためにその文脈で満足されなければならない条件である。単独の発語内行為を分析する際の言語行為論はあくまでも話し手の理論であるから、発話に際して、成功条件の一つである発語内目的によって合致の方向が決定されるのである〔→2.1, 3〕。そして、一旦、合致の方向が定まると、その発語内行為の充足条件のタイプが定まるのである。例えば、行為拘束の発語内行

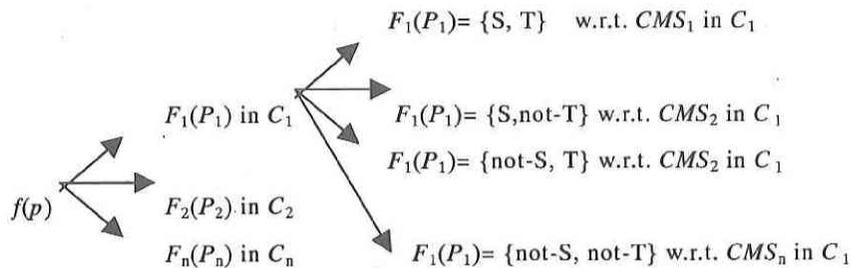
為である「約束」の発語内目的は「その命題内容の実現を図る（具体的には、約束を守る）」ことである。しかし、約束は守られもするし破られもする。約束は守られてはじめて、充足される。従って、今井講師ご指摘の点は、言語行為論においてしっかりと位置づけされている。要するに、ここに示した充足条件の概念は、「一つの基本的発語内行為の充足条件はその命題内容の真理条件とその発語内効力の合致の方向との関数である」あるいは、「一つの基本的発語内行為が現実の発話の文脈において充足される時は何時でも、言葉と世界の間『合致の成功 (success of fit) 』がある」という命題に対する真理の「伝統的対応理論 (correspondence theory)」に依拠しているのである。⁸（このあたりは、意味解釈の問題に関わるので、併せて、2.3を参照されたい。）

さて、ここで若干、関連性理論との関わりについて触れておこう。関連性理論では基本的明意を発話行為動詞が補文にとり高次明意を作ると想定されている。例えば、今井講師の追加資料（3頁）では、発話が *He is quite well-read.* である場合、表出命題が、*Peter Brown is quite well-read.*、であり、高次明意として、*The speaker is saying that Peter Brown is well-read.* を想定し発話解釈をする。‘*is saying*’の良し悪しはさて置くと、この発話例は、言明の発語内行為のタイプに属する発語内行為であるから、それが充足されるということはそれが真であることと同等である。したがって、この高次明意は一つの可能な文脈における解釈としては成り立つ。しかし、非真理条件的発話、例えば、命令文の場合高次明意はどう想定するのであろうか。例えば、‘*Be quiet!*’のような命令文の発話の表出命題や明意はどのようになるのだろうか。‘*You will be quiet.*’なのか。この命題は命令の発話時点には真理値が定まらない。この命題が指示する事態は、命令の発語内行為が充足された結果の状態であり命令行為そのものではない。一方、その高次明意として想定されるものが、仮に、‘*I am ordering you that you will be quiet.*’だとすると、それは命令という行為が遂行中であることを言葉で描写しているものである。つまり、それは「自己言及文 (self-referential sentence)」であって、これもまた、命令の発語内行為そのものではない。換言すれば、上に想定した明意も高次明意もいずれも、命令の発語内行為の必要十分条件を満たしていない。⁹ 私見では、高次明意のような、一種の意味表示法は、かつての遂行文の「言明仮説 (assertive hypothesis)」や生成意味論の意味表示と同じ轍を踏むのではないかと思われる。

2.3. 意味理解には二重の意味指標付与がある

関連性理論と言語行為論の違いを示す意味で、「意味解釈 (Semantic Interpretation)」について述べておこう。発語内論理における意味解釈は、Kaplan (1970) の「二重の意

味指標化 (Double Semantic Indexation)』を拡張し発語内行為にも適用するによって行われる。二重の意味指標化の理論は、話し手が一つの文の発話によって、異なった文脈の各々でどのような発語内行為のタイプを表現しうるか、ということと、個々の特定の文脈における特定指標に関して発語内行為が、果たして首尾よく遂行されるか否か、また、充足されるか否かを決定する仕組みを説明する。その仕組みは原理的には次の図で示すことが出来る：



上の図は、次のように読むことが出来る。一つの文 $f(p)$ は、第 1 段階で、個々の文脈に応じて、文脈 C_1 では $F_1(P_1)$ という発語内行為のタイプが、文脈 C_2 では $F_2(P_2)$ という発語内行為のタイプが、また、文脈 C_n では $F_n(P_n)$ という発語内行為のタイプが、それぞれ定まる。また、一つの使用の文脈における一つの文 $f(p)$ の意味である発語内行為は、発話の異なった可能な複数の文脈において異なった「成功値 (success values)」と異なった「充足値 (satisfaction values)」を持つことができる。そこで、第 2 段階で、そのそれぞれの発語内行為のタイプに関して、その特定の文脈において、その発語内行為のタイプ、例えば、発語内行為のタイプ $F_1(P_1)$ は所与の文脈 C_1 において、発話の時点と世界によって決定される状況 CMS ¹⁰ に照らして (w.r.t.=with respect to) 成功値 (成功: S、不成功: not-S) と充足値 (充足: T、非充足: not-T) の対が定まる。Vanderveken は第 1 段階を一つの文の「言語的意味 (linguistic meaning)」と呼び、第 2 段階をその文の一つの特定の「文脈における意味 (meaning in a context)」と呼んで両者を区別する〔→原理 f〕。彼の理論的立場では、一つの意味解釈における一つの文 $f(p)$ の言語的意味はその解釈の可能な発話の文脈の集合から発語内行為への集合への関数であり、その値として発語内行為のタイプをとる。同様に、その文の特定の文脈における意味は、文脈における状況が定まると、その文が特定の文脈において表現する特定の発語内行為の集合が定まり、成功値と充足値の対をその値として取る。

二重の意味指標化の理論は、単独の発語内行為の意味解釈のみならず、複数の発語

内行為間の「発語内限定含意 (illocutionary entailment)」、「発語内関与 (illocutionary commitment)」などの意味関係も説明する。¹¹

Kaplan (1970) は指示詞 (demonstrative) の論理において「強い限定含意 (strong entailment)」と「弱い限定含意 (weak entailment)」を区別している。Kaplan によると、一つの文 A が別の文 B を強く限定含意するというのは、すべての意味解釈において、文 A が個々の可能な使用の文脈中で、文 B が同じ文脈で表現する命題 Q をしのぐ真理条件を持つ命題 P を表現する場合で、かつ、その場合に限られる。例えば、「私は日本人だ」という文は、「私は日本人であるか、または、中国人である」という文を強く限定含意する。また、一つの文 A が別の文 B を弱く限定含意するというのは、すべての意味解釈において、第 1 の文が一つの可能な使用の文脈 i で、その文脈で真となる命題 P を表現するときは何時でも、第 2 の文もまたその同じ文脈において、その同じ文脈で真となる命題 Q を表現する場合で、かつ、その場合に限られる。例えば、「私は私自身と同一である」という文は、「私は存在する」という文を弱く限定含意する。

Kaplan にならって、Vanderveken (1995: 568-572) は、「強い発語内限定含意 (strong illocutionary entailment)」と「弱い発語内限定含意 (weak illocutionary entailment)」を区別している。Vanderveken によると、一つの文 $f_1(p_1)$ が別の文 $f_2(p_2)$ を強く発語内限定含意するというのは、すべての意味解釈において、所与の文脈 i で第 2 の文が表現する発語内行為のすべての成功条件が、同じ文脈で第 1 の文によって表現される発語内行為の成功条件でもある場合で、かつ、その場合に限られる。例えば、'Please, bring wine and cheese! ((お願い、) ワインとチーズを持ってきてください)' という文は 'Please, bring wine! ((お願い、) ワインを持ってきてください)' という文を強く発語内限定含意する。また、一つの文 $f_1(p_1)$ が別の文 $f_2(p_2)$ を弱く発語内限定含意するというのは、第 1 に文が、すべての意味解釈において、一つの可能な使用の文脈 i で、その文脈で首尾よく遂行される一つの発語内行為を表現するときは何時でも、第 2 の文もまた、その同じ文脈において、一つの首尾よい発語内行為を表現する場合で、かつ、その場合に限られる。例えば、'John is drunk today(ジョンは今日酔っている)' という文は 'John is drunk(ジョンはよっている)' という文を弱く発語内限定含意する。

3. 談話の理論

これまでの言語行為論は単独の発話の発語内行為の分析に主眼が置かれていたが、Vanderveken (1994) 以降では、個々の発語内行為をその要素とする談話の形式的分析に焦点が移っている。本節では、Vanderveken (1994) (1999) にそって、談話の論理の本

質的特徴を紹介する。

3.1. 談話理論の誕生

これまで、言語行為論の枠組みにおいては Searle (1992) に見られる様に、研究者たちは言語行為論を会話分析に適用することに対して懐疑的であった。例えば、Searle (1992) は様々なタイプの会話を上手く続けるためには守らねばならない規則があることは認めているが、¹² 以下に示す4つの理由で、言語行為論に基づく談話理論の構築に対しては懐疑的であった。

- (i) 質疑応答のような体系的関係にある場合ですら、「会話の連鎖は期待されるほど、それに対する談話上の制約は強くない。
- (ii) 会話は、発語内効力と違って、会話としてはその効力に内在的な目的や狙いが無い。
- (iii) 会話は背景となる構造をあますとこなく理論的に記述することができない。
- (iv) 会話の参加者に共通の意図は、「集团的志向性 (collective intentionality)」であり、会話の背景に対する参加者の相互知識として還元できない。

それに対して、Vanderveken (1994) は、「談話論理 (Discourse logic)」と呼ばれる理論を構築することによってこれらの問題点を回避し、言語行為論を単独の発語内行為の分析のための理論から談話の分析のための理論に拡張することに成功した。ただし、Vanderveken にとって会話とは秩序のある談話であり、暇つぶしのおしゃべりのような無秩序ない談話は含まれない。言い換えると、すべての談話は「談話目標 (discursive goal)」を持つものに限られる。Searle (2001) は、このような Vanderveken の試みを次のように高く評価し、今後の言語行為論が進む方向として認知した。

With such minor criticisms, I can only applaud his extension of speech act theory into the realm of larger chunks of discourse than individual speech act. I see Vanderveken's efforts as a natural, useful, and powerful extension of ideas that I and others, including Vanderveken, have worked out earlier, and which are well-defined and well-substantiated notions (Searle, 2001).

3.2. 談話の構造

談話は決してそれを構成する発語内行為の単純な連鎖集合ではない。例えば、就職

試験の面接の談話は、(1)入室に伴う挨拶の談話、(2)着席に伴う挨拶の談話、(3)質疑応答の談話、(4)退室の談話、といった複数の下位の談話がこの順序で連鎖され構成されている。さらに、それぞれの下位の談話は、一定のルールに支配される形の複数の個別の発語内行為から構成されている。例えば、着席に伴う挨拶の談話は、面接官が先に「お掛けください」と着席を許す発語内行為を遂行してはじめて、受験者が「失礼します」と応じることにより構成されている。もちろん、個々の発語内行為はそれぞれの成功条件と充足条件を持つ。しかし、個々の発語内行為の発語内目的が下位の談話の談話目標と同じではないのと同様、下位の談話の談話目標が談話全体の談話目標でもない。そこで、Vanderveken (1994) は、談話を直接、個々の発語内行為の有限連鎖に直接分割することはせず、その大半が話し手の間の「やり取り (exchange)」である「交話 (intervention)」の有限連鎖から成ると定義した。つまり、交話は個々の発話に対応する個別の発語内行為よりも複雑な上位の談話単位として位置付けられたのである。交話は一般に個別の発語内行為からなる順序づけられた下位連鎖に対応する集合的言語行為である。従って、交話と基本的発語内行為は異なったレベルに属する構造化された単位であり、談話の論理においては区別しなければならない。そして、話し手は、談話全体の目標とは異なった談話目標を達成しようという集团的志向性で交話を遂行するのである。

3.3. 談話目標

上でのべたように、談話目標は個別の発語内行為の発語内目的とは異なる。しかし、ちょうど発語内行為に5つの発語内目的があり、それらが4つの合致の方向に対応したと¹³ 同様、談話目標にも、「描写的目標 (descriptive goals)」、「交議的目標 (deliberative goals)」、「宣言的目標 (declarative goals)」、「感情表明的目標 (expressive goals)」の4つのタイプがあり、かつ、4つの合致の方向に対応している。

(i) 描写的目標

一つの談話が、その中核的発語内行為に言明の発語内行為を持ち、言葉から世界への合致の方向を持つとき、その談話は描写的目標を持ち、描写的談話と呼ばれる。このタイプの談話は、一定の対象が世界においてどのような姿をしているか描写する役割をはたす。たいていの描写的談話は議論を展開している複数の参与者間の言語による「相互作用 (interaction)」である。そして、このタイプの談話が充足されるためには、描写は正確でなければならない。すなわち、描写的談話の言明は真でなければな

らない。この談話のタイプには、「報告 (reports)」、「ニュース (news)」、「公表 (public statements)」、「診断 (diagnoses)」、「予報 (forecasts)」、「討議 (debates)」、などの談話がある。

(ii) 交議的目標

一つの談話が、その中核的発語内行為に行為拘束または行為指示の発語内行為を持ち、世界から言葉への合致の方向を持つとき、その談話は交議的目標を持ち、交議的談話と呼ばれる。このタイプの談話は、話し手や聞き手が世界において自分自身を関与させなければならない事柄について審議する役割をはたす。交議的談話はまた世界におけるこれから先の「相互の (reciprocal)」行為に対して話し手を関与させたり聞き手に関与させようとしたりする働きがある。例えば、「交渉 (negotiation)」においては、参加者は互いに共に行動するが、彼らは互いに相互に関与し義務を課している。また、このタイプの談話が充足されるためには、交議は尊重されなければならない。すなわち、その交議に関して、話し手は自分たちの約束を守らなければならないし、聞き手は指示に従わなければならない。このタイプの談話には、「交渉 (negotiations)」、「平和会談 (peace talks)」、「契約 (contracts)」、「説教 (sermons)」、「勧告 (exhortation)」などがある。

(iii) 宣言的目標

一つの談話が、その中核的発語内行為に宣言の発語内行為を持ち、二重の合致の方向を持つとき、その談話は宣言的目標を持ち、宣言的談話と呼ばれる。このタイプの談話は首尾よい宣言によって世界を變形する役割をはたす。また、このタイプの談話を遂行するには、話し手は宣言によって一定の事柄をなすための権威を持っていないなければならない。遂行的発話が介在しない宣言的談話はない。尚、このタイプの談話が充足されるためには、宣言が首尾よいことで十分である。このタイプの談話には、「就任演説 (inaugural address)」、「認可 (licenses)」、「恩赦 (amnesties)」、「法廷の判決 (judgments)」などがある。

(iv) 感情表明的目標

一つの談話が、その中核的発語内行為に感情表現の発語内行為を持ち、空の合致の方向を持つとき、その談話は感情表明的目標を持ち、感情表明的談話と呼ばれる。このタイプの談話は世界の対象や事実に関して参加者の心的状態や態度を表現する役割をはたす。このタイプの談話には、「挨拶の交換 (exchange of greetings)」、「表彰

(eulogies)」、「抗議 (protestations)」、「追悼 (public lamentations)」などがある。

ちょうど単独の発語内行為の発語内効力が、6つの構成要素に分解されたと同じように、一つの談話目標を持つ個々の談話のタイプは、「談話目標の達成の様式 (mode of achievement of discursive goal)」、「話題条件 (thematic condition)」、「背景条件 (background condition)」、「誠実条件 (sincerity condition)」の4つの構成要素に分解することができる。その場合、談話目標の達成の様式は、一定の談話目標を持つ談話に対して、その談話がどのような順序でどのような言語行為の一定の連鎖から構成される必要があるかという制限を課し、話題条件は、一定の談話目標を持つ談話に対して、その談話がどのような話題から構成される必要があるかという条件を課す。また、多くの談話のタイプは予備条件が会話の背景において満足される場合にのみ「欠陥のない形で (non defectively)」遂行されうる。背景条件は、談話目標と主題により決定される。そして、一つの談話の誠実条件が満たされるのは、談話遂行者が談話中で表現する「態度(attitudes)」を持っている場合である。

尚、一つの談話目標を持つ可能な談話タイプの集合は帰納的に定義することができる。本稿をこれまでお読みの方は、すでにお気づきのように、談話の論理は発語内論理の上位写像である。言いかえると、談話の論理は、基本的に発語内論理が発語内行為の構造の分析に必要としたのと同等の帰納的談話の論理を持っている。¹⁴

4. 言語行為論の前途

Vanderveken and Kubo(2002:19)は、「会話の理論の担うべき役割は、しかるべきタイプの内在的談話目標を備えた会話の論理的かつダイナミックな構造を分析することである」と述べている。換言すれば、言語行為論はもはや単独の発語内行為分析のための静的理論ではなく、談話における発語内行為の連鎖や談話参加者の動的営みをも射程に入れた公理体系の構築に進んでいるといえよう。¹⁵ただ注意願いたいのは、言語行為論は基本的に言語哲学それも形式論理学の純粹理論体系であるという点である。従って、現実の談話行為や会話は、あくまでも、その体系の説明力や記述力を検証するための資料である。言語行為論の目的は、自然言語の談話そのものの分析にあるのではなく、談話の論理の構築を介した世界や心の理論の構築である。言語行為論は、当面は、非言語行為も含む、行為一般のなかでの談話の論理の構築という方向に進むと考えられる。従って、行為の論理(logic of action)などの近接関係にある論理との融合が期待される。これによって、談話の論理はわれわれ行為者を含む世界の説明をより詳細に行うことが可能になると考えられる。

注

1. Moeshler は Searle and Vanderveken(1985)以降の言語行為論をフォローしている数少ない関連性理論の研究者の一人である。Vanderveken and Kubo(2002)に所収の Moeshler 論文を参照。
2. 今井(2001)における言語行為論への批判的言明にたいする久保からの反駁は *Program and Abstracts*(pp.174-175)を参照。
3. その基本法則や公理体系さらにはその一般意味論の理想的概念言語や翻訳規則などについては、本節では紙面の余裕が無い。Vanderveken(1991)を参照。
4. ここでの論理的帰結は推理を述べているのではない。また、発語内行為の5つのタイプをどう命名するかは任意である。それぞれのタイプに属する発語内行為の集合を代表すると考えられる名前をつければよい。
5. 厳密な、論理表記については Vanderveken(1991)を参照。
6. 両者の関係を、手短かに知るために、発語内行為命名動詞である pledge と commit の翻訳を比較されたい：
$$\text{tr}(\text{pledge})=[+1]\perp \quad \text{where, } \text{tr}(\text{commit})=\perp$$
上の表記のうち、 $\text{tr}(A)=B$ は「AはBに翻訳される」と読む。従って、pledge が命名する発語内行為は、commit が命名する原初的発語内行為の翻訳 \perp が相対的に強さの度合いが増すことを示す関数 $[+1]$ をとって、 $[+1]\perp$ と翻訳される。
7. ここでは成功条件については論じないが、その一端は *Program and Abstracts* (p.172)に示しておいた。詳しくは、Vanderveken(1990: 25-27)を参照。
8. 合致の方向の観点からすると、真理条件は充足条件の一部であり特殊な場合ということになる。裏を返すと、充足条件は真理条件の概念の一般化であり、真理条件には還元できない。詳細は、Vanderveken(1990: 27-29)を参照。
9. Searle(1989)は遂行文(performatives)についての、従来の言明主義仮説(assertive hypothesis)的な取り扱いは遂行行為のもつ言語使用における意味を正しく反映していないとして退けている。このことは、非真理条件的発話を明示的遂行文に書き換えて平叙文に翻訳し高次の明意と名づけて真理値を求める手法は、誤りであることを示している。
10. CIMはKaplan(1970)の用語 circumstances の略符。
11. 発語内関与については *Program and Abstracts*(pp.174-175)を参照。
12. 談話管理(conduct of discourse)の基本原理は、対話における一定の時点において遂行されるすべての言語行為が、一般に、その言語行為に対するその対話における適切な応答となる可能な発語内行為の集合を制限するということである。
13. 合致の方向については *Program & Abstracts*(p.172)を参照。
14. 詳細は、Vanderveken(1999)を参照。
15. これに対して、Sperber and Wilson(1985)など、関連性の公準について行った分析は、会話の構造についての論理的理論につながる可能性はほとんどない(cf. Vanderveken, 1994)。

参考文献

- Austin, J. L. 1962. *How to Do Things with Words*. Oxford: Clarendon Press.
- 今井邦彦 2001 『関連性理論への招待』東京：大修館書店。
- Kaplan, D. 1970. "On the Logic of Demonstratives." In French, P. A. et.al.(eds.) *Contemporary Perspectives in the Philosophy of Language*. 401-412. Minneapolis, University of Minnesota Press.
- Kubo, S. in press. "Directions of Regulation in Speech Act Theory." In Turner, Ken and Jaszczoolt, K. M. (eds.) *Meaning Through Language Contrast: Cambridge Papers*.

- 183-195. Amsterdam: John Benjamins.
- Ortony, A.(ed.) 1979. *Metaphor and Thought*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Searle, J.R. 1969. *Speech Acts: an essay in the Philosophy of Language*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Searle, J.R. 1979. *Expression and Meaning*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Searle, J. R. 1989. "How Performatives work" *Linguistics and Philosophy* 12, 535-558. (Also in Vanderveken and Kubo, 2002).
- Searle, J.R. et.al. (eds.) 1992. *(On) Searle on Conversation*. Amsterdam: John Benjamins.
- Searle, J.R. 2001. "Expanding the Speech Act Taxonomy to Discourse. Reply to Vanderveken." Special Issue 217 of *Revue internationale de philosophie*.
- Searle, J and Vanderveken, D. 1985. *Foundations of Illocutionary Logic*. Cambridge: Cambridge Univ. Press.
- Vanderveken, D. 1990. *Meaning and Speech Acts vol I Principles of Language Use*. Cambridge Univ. Press: Cambridge. (久保進 監訳, 西山文夫・渡辺扶美枝・渡辺良彦 訳『意味と発話行為』ひつじ書房, 1997.)
- Vanderveken, D. 1991. *Meaning and Speech Acts vol II Formal Semantics of Success and Satisfaction*. Cambridge Univ. Press: Cambridge.
- Vanderveken, D. 1994. *Principles of Speech Act Theory [Cahiers d'Épistémologie, 9402]*. Montréal : Université du Québec à Montréal. (久保進 翻訳・訳註『発話行為の原理』松柏社, 1995.)
- Vanderveken, D. 1995. "On the ramification of the fundamental notions of meaning, analyticity, consistency, entailment and commitment to speech acts in formal semantics: A reply to Brassac and Trognon." *Journal of Pragmatics* 23, 563-576.
- Vanderveken, D. 1999. *Illocutionary Logic and Discourse Typology*. [*Cahiers d'Épistémologie, 9912*]. Montréal : Université du Québec à Montréal.
- Vanderveken, D. 2002a. "Universal Grammar and Speech Act Theory." In Vanderveken, D. and S. Kubo (eds.) *Essays in Speech Act Theory*. 25-62. Amsterdam: John Benjamins.
- Vanderveken, D. 2002b. Formal Ontology and Predicative Theory of Truth. With an Application of the Theory to the Logic of Modal and Temporal Propositions [*Cahiers d'Épistémologie, 2001-02*]. Montréal : Université du Québec à Montréal.

Appendix. 今井講師からのその他の質問に答える

1. 「久保氏 H'out から察せられるようし「発語内目的」は多種多様でありうるし（今井, 2.1 疑問1）」

反駁：「発語内目的」は発語内効力の構成要素の中で最も重要な項目で、発語内行為のタイプに対応し、言明の発語内目的、行為拘束の発語内目的、行為指示の発語内目的、宣言の発語内目的、感情表現の発語内目的の5つで5つに限られる。「発語内目的」とは具体的な発話の際の目的ではなく、一つの発語内行為が首尾良く遂行されるために、その行為にとって本質的な目的で、その行為が属する発語内行為のタイプに共通の目的である。例えば、日常生活において、人が何某かの「約束」をする場合、「相手を喜ばそうという狙いで」とか「その場を取り繕おうとしてとか」数限りないその場面に応じた目的があるが、これらは「約束」という発語内行為に本質的な「発語内目的」ではない。「約束」の「発語内目的」は、「話し手が自身のこれから先の行為に自身を拘束する」ことである。この「発語内目的」は行為拘束のタイプに属するすべての発語内行為に共通した「発語内目的」である。尚、久保の H'out の指摘の箇所は、「命令」、「要請」、「助言」といった、いずれも行為指示のタイプに属する発語内行為に共通の発語内目的であり、種々の発語内目的の羅列は行っていない。従って、今井講師の批判に見られる「察し」は誤った察しであり、現代の言語行為論の諸文献をお読みになっていない証である。

2. 「命令」の予備条件は「権威に訴えて」というそれ自体定義困難な概念を含んでいる（今井, 2.1 疑問1）」

反駁：まず、「権威に訴えて」は「予備条件」ではなく「達成の様式」である。「権威に訴えて」については、参加者の選択権の有無に置換することができる。そして、ある行為者にある行為の遂行に関して選択権がない場合ということは、その行為者はその行為を遂行しなければならないということと同等である。従って、「権威に訴えて」という概念は、遂行の義務の概念と同等であり、様相論理に翻訳可能である。ちなみに、発語内論理では、従来定義困難とされてきた、'has reason for'、'has evidence for'、'is good'、'is good for'などの表現はしかるべき内包論理の言語に翻訳され意味解釈される。詳しくは、Vanderveken(1991:148)を参照。

3. 「強さの度合い」なる構成要素：仮に強さに上限・下限を設けても連続体をなす。連続体は無限の要素からなる。（今井, 2.1 疑問1）」

反駁：言語行為論では連続体とは捉えていない。強さは絶対的強さを尺度で表すのではなく、2つの発語内行為の相互の相対的強弱を整数で表す。もちろん、同じ発語

内行為のタイプに属する複数の発語内行為 A,B,C は、もし、 $A < B, B < C$ が成り立つなら推移率により $A < C$ が成り立つから、相対的に、これら3つの発語内行為の間に強さの度合いが成立する。形式的には、発語内論理ではこれらの間の関係はアーベル関数で説明される。従って、決して無限の要素が関わるわけではない。ちなみに、発語内論理も論理であるから述語論理や様相論理と同様に、ファジー化する(fuzzify)ことは可能である。

4. 「Recursion 自体を context sensitive grammar にするか、「制限部門」のようなものを設けるるほかない。それはおこなわれているのか。(今井, 2.1 疑問3)」

反駁：いずれでもない。現代の言語行為論の体系は発語内論理によって形式化されている。発語内論理の意味論は内包論理を、非真理条件意味論を包含する形で拡張した論理体系であり、Vanderveken(1990)は Montague 内包論理用の Gallin の公理体系の控えめな拡張であると捉えている。従って、発語内行為の妥当性(validity)や健全性(soundness)はモデルに照らして検証される。

5. 「意味論の対象を literal speech act, 語用論のそれを non-literal speech act とするのは妥当性を欠く。完全な literalness を持った発話というものは寧ろ例外であり、両者は共通の基盤から扱われるべきである。」

反駁：この再批判にはいくつかの重要な視点が含まれている。一つは、字義性(literality)の問題であり、今ひとつは意味論と語用論の境界の問題である。言語行為論にとって、言語化された表現のみが字義的解釈の対象であり、関連性理論のように明意と呼んで言語化されていない意味を恣意的に言語化することはしない。さらに、字義性に関しては、Ortony(1978:2)のいう、構成主義(constructivism)と非構成主義(non-constructivism)の伝統的2分類の影がちらほらする。2分類に従うと、関連性理論は構成主義に、また、言語行為論は非構成主義に分類されるであろう。しかし、言語行為論は純粋な非構成主義ではない。なぜならば、非字義的であることを基準からの否定的逸脱ではなく創造的逸脱と捉えているからである。